

語り継ぎ、未来の命救いたい

それぞれの
人生つが
第5部

「健太いのちの教室」代表理事

田村孝行さん(61)



「命を第一に考える企業、組織、社会に変えていくために活動を続けます」と話す田村孝行さん(宮城県大崎市内の自宅)一妻の弘美さん撮影

企業防災訴え「備えに良心必要」

して支店の屋上を追加。「宮城県地震被害想定調査に関する報告書」で女川町の津波の予想最高水位は5・9メートルとされていたことから、支店の屋上(2階屋上約10メートル、一部塔屋上約13・35メートル)を超えるほどの高さの津波襲来の予見は可能でなく、安全配慮義務違反を認めることはできないとの判断だった。

ただ、高裁は法的義務の観点から遺族の訴えは退けたが、「津波への対応として、堀切山へ避難を指示していれば、被災した行員の命が救われていた可能性は大きかったといえるから、避難場所として本件屋上が指示され行員

に話しかけた。

「語らずにはいられませんでした。企業の管理下にある従業員は自由に行動できません。次々と逃げるのが出来る高台に逃げなげや命は守れないんです」

その後、支店跡がかさ上げ工事の対象になり、花壇を近くに移動してモニメントを建立。起きた事を伝えるには、正確な防災知識も必要と防災士の資格を取得。2015年から阪神大震災や航空機、列車事故の現場などを慰霊行脚してきた。

「東日本大震災のひと月前に発生したニュージーランド地震で専門学校生が巻き込まれ、日本から親御さんが向かう姿をテレビで見、妻とかわいそうだねと言っていました」

た。阪神大震災時に支援に行くこともなく反省していません」と胸中を吐露する。

その思いから、「未来の命を救いたい」と子どもたちや健太さんの母校の専修大など大学生、さらに団体や事業所などに出掛け、講話をしている。一般社団法人「健太いのちの教室」も設立。オンラインの「まなびの広場」も開いている。

「負の出来事を少しでもプラスに変えられるように、銀行とも一緒に歩んでいきたい。従業員の命を守るには、企業に良心が必要。良心があれば、備えはおのずとできるはずです」

田村さんは、こう問い掛ける。(鈴木哲法) 随時掲載します

東日本大震災の日、宮城県女川町にある地元銀行の女川支店では、屋上に避難した行員とスタッフ計13人が約20メートルの高さの津波に襲われた。1人は奇跡的に助かったが、4人が亡くなり、支店長ら8人は行方不明になっている。

田村孝行さん(61)は妻の弘美さん(59)と来る日も来る日も、連絡が取れなくなった行員の長男健太さん(当時25)を捜し続けた。

「季節が変わるのも気が付かないほどでした」。半年後の2011年9月、健太さんは約3キロ沖の海で見つかった。上着と靴はなかったが、初任給で作った愛用のスーツのスボン、ネクタイやネクタイピンも発見された。「海の中でも仕事をして、

必死に私たちのところへ戻らなければ」との思いで帰って来てくれたと感じました」

銀行から納得できる答えが得られず、真実を知りたいと断腸の思いで他の遺族と民事訴訟に踏み切った。

「支店はリアス(式)海岸の湾奥の埋め立て地にあり、海からわずかに約100メートル、町の指定避難場所である目の前の堀切山ではなく、支店の屋上に避難したのか。女川町内の他の金融機関は堀切山など高台に逃れ、職場の犠牲者はなかったのに……」

しかし、仙台地裁、仙台高裁、最高裁とも敗訴した。判決の主な内容によると、震災の2年前に銀行は避難場所と

らが被災するに至ったことについては極めて残念な結果といわざるを得ない」と述べた。

田村さんは「堀切山へ避難すれば命が救われていた可能性があったと判決で言ってもいい、訴訟をした大きな意味がありました」と言う。そして「民事にも、刑事の重大事件のように一般市民から選ばれる裁判員制度が導入されれば、遺族の声が司法にもっと届きやすくなるのでは」と提案する。

震災後に取り壊された支店跡には花を植え、花壇を作った。「鎮魂と海からまだ還らない方々が戻る目印に」との願いを込めて。雪の日も暑い夏も約50メートル離れた自宅から通えるときは花壇のそばに立ち、被災地を訪れる一人一人